

平成 25 年度組織機構及び職員定数調整方針（案）

1 基本的な考え方

平成 25 年度組織機構及び職員定数調整については、「三重県行財政改革取組」の進捗、「平成 25 年度三重県経営方針（案）」及び「平成 25 年度当初予算調製方針」の内容も踏まえ、組織機構や職員数の見直しを図り、「みえ県民カビジョン」が的確に推進できるよう、以下により行う。

2 組織機構

- (1) 平成 25 年度については、県民サービスの視点や地域の特性を踏まえ、現場重視で「みえ県民カビジョン」の施策を的確に推進していくことをめざして、以下の基本的な考え方により、地域機関の見直しを行う。
 - ① 現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制
 - ② 県民の安全・安心確保など地域での重点的な体制整備
 - ③ 全県一律の機能にこだわることなく、地域の特性に応じた地域に必要な機能整備
 - ④ 簡素で分かりやすく、専門性を発揮できる効率的・効果的な業務執行体制
- (2) 平成 24 年度に実施した本庁部局再編等の組織改正について、検証を行い、必要に応じて、その見直しを検討する。
- (3) 業務実施の基本を「個人」から「組織」に改めるなど、現行のフラット制による組織運営を、原則として見直すことにより、チェック機能の強化や段階的な人材育成をめざす。

3 職員定数

- (1) 地域機関の見直しや外郭団体等の見直しなど「三重県行財政改革取組」による業務減に伴う定数については、削減することを基本とする。
- (2) 「平成 25 年度三重県経営方針（案）」及び「平成 25 年度予算調製方針」も踏まえ、定数配置については、全庁的に選択と集中を行い、「みえ県民カビジョン」の的確な推進を図る。
- (3) 各部局においても、新たな行政需要への対応や業務の平準化などについて、メリハリをつけて、主体的に定数調整を行うものとする。
- (4) なお、今後、緊急課題への対応の必要性や予算編成の進捗に伴う大規模な事業見直しなど、上記によりがたい状況が生じた場合には、必要に応じて、所要の調整を行うものとする。